

## 業務一般競争入札公告

このことについて、次により委託したいので、入札希望があれば設計内訳書を閲覧のうえ、入札に参加して下さい。

### 1. 制限付き一般競争入札に付する事項

業務名 平成30年度 八瀬簡易水道ろ過池補砂及び掻き取り業務  
業務場所 気仙沼市細尾176 八瀬浄水場  
業務期間 平成30年 契約締結日 から 平成31年 3月20日 まで

### 2. 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項（入札参加条件）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札期日において、指名停止を受けていない者であること
- (3) 入札期日において、本市と締結した契約に関し、債務不履行等により、本市と係争中の者でないこと
- (4) 気仙沼市競争入札参加資格が承認された者で、下記の事項に全て該当する者であること
  - ① 建設工事登録のうち、水道施設工事登録業者かつ土木一式工事登録業者であること
  - ② 市内に本店を有すること

※入札参加希望者は、「入札参加資格確認申請書」，「閲覧済証」を閲覧期間内に閲覧室備付けの箱に投函してください。

注) 無投函・書類不備の場合は、入札に参加できません。

### 3. 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年 5月15日（火）から平成30年 5月25日（金）まで
- (2) 場 所 気仙沼市上田中二丁目3番地1 気仙沼市ガス水道部水道事務所

### 4. 設計内訳書閲覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年 5月15日（火）から平成30年 5月25日（金） 午前9時から午後4時まで

※ ただし、土日、祝日、閉庁日を除く。

- (2) 場 所 気仙沼市上田中二丁目3番地1

気仙沼市ガス水道部水道事務所 1階閲覧室

※ 希望の方は、下記において設計内訳書を有料で複写することができます。

- ① 有限会社ムサシヤ 気仙沼市八日町二丁目1番14号 TEL 0226-22-0944
- ② 株式会社ヒラサワ事務器 気仙沼市南郷7番地11 TEL 0226-22-0465

### 5. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 平成30年 5月15日（火）から平成30年 5月22日（火） 午前9時から午後4時まで

- (2) 回答期限 平成30年 5月24日（木）まで

- (3) 提出先 気仙沼市ガス水道部管理課庶務係 TEL 0226-23-2560

（気仙沼市ガス水道部水道事務所内） 電子メールアドレス [suidokanri@kesenuma.miyagi.jp](mailto:suidokanri@kesenuma.miyagi.jp)

※様式7号により上記提出先へ電子メール又は原本を提出して下さい。回答については、質問者及び当該入札への参加申込者には電子メール又はFAX等でお知らせするほか、閲覧期間中は閲覧室に掲示します。

### 6. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年 5月29日（火） 午後 1時30分 から

- (2) 場 所 気仙沼市上田中二丁目3番地1 気仙沼市ガス水道部水道事務所 2階会議室 TEL 0226-23-2560

### 7. その他

- (1) 電報及び郵送による入札は認められません。
- (2) 原則として、入札開始時刻後の入札会場への入室は認められません。

- (3)入札に参加する者に必要な資格のない者(指名停止中の者も含む)のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とします。
- (4)入札回数は3回とします。
- (5)予定価格の制限範囲内の価格で、最低の価格で入札した者を落札者とします。
- (6)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税法に規定する課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。
- (7)落札決定した事業者は、消費税法に規定する課税業者であるか、免税業者であるかを契約書作成前に届けて下さい。
- (8)気仙沼市契約に関する暴力団排除措置要綱別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、指名停止措置を行います。
- また、受注者が契約後、次の措置要件に該当することが判明したときは、契約を解除できるものとします。
- なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為と見なします。
- ①登録業者の役員等(法人の場合は非常勤役員を含む役員若しくは支配人または支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する者、個人の場合は本人又は支配人若しくは営業所の代表者)が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- ②自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員の威力若しくは暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。
- ③暴力団若しくは暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ④暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑤暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

平成30年 5月15日

気仙沼市水道事業管理者

気仙沼市長 菅原 茂